

TERAMOTO 社会保険労務士法人 行動計画

時間外労働を減らし、職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 3 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日までの 3 年間

2. 当社の課題

課題 1：職務分担が不明確であり、職員間の仕事量に偏りがある。

課題 2：分業の仕組みが十分確立されておらず、非効率な業務状況になっている。

課題 3：職員の時間に対する意識が醸成できていない。

3. 目標

平成 32 年 12 月までに、職員全員の時間外労働時間を一人当たり年間 240 時間未満とする。

4. 取り組み内容と実施時期

取組 1：業務の洗い出しをし、業務体制の見直しをする。

- 平成 30 年 4 月～9 月 現在の業務の洗い出し、業務体制の現状を把握するとともに、時間外労働の原因を分析する。
- 平成 30 年 10 月～
平成 31 年 3 月 業務内容の見直しをし、業務プロセスの効率化及び改善を検討する。
- 平成 31 年 4 月～9 月 業務見直しを踏まえて、各業務のマニュアル作りや標準化等を行う。
- 平成 31 年 10 月～ 業務体制を再編する。

取組 2：組織のトップからの時間外労働削減に関する強いメッセージの発信

- 平成 30 年 3 月～ 毎月 1 回、代表から時間外労働時間を減らすためのメッセージを発信する。

取組 3：働き方改革に向けた取組を実施する。

- 平成 30 年 3 月～ 計画期間中、毎週金曜日のノー残業デーを徹底し、定時退社の呼びかけを強化する。
- 平成 30 年 10 月～ 職員間で業務分担の好事例の検討や現状を評価する機会を設ける。